

平成 31 年 2 月 18 日

J B C スーパーバイザー  
小池幸弘 殿

一般財団法人日本ボクシングコミッション  
倫理委員会

通達

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 3 項 3 号に基づき、J B C スーパーバイザーである小池幸弘（ライセンスNo.17006）氏を当面の間、謹慎処分とする。

理由： J B C スーパーバイザー小池幸弘氏は、平成 30 年 12 月 24 日大阪にて行われた OPBF 東洋太平洋バンタム級王座決定戦において、越島二郎タイムキーパーが下記のタイム計測ミスをし、試合運営に混乱が生じた際、スーパーバイザーとして試合を管理していた。

- (1) 5 ラウンド終了後のインターバル 1 分 16 秒 (JBC ルール上 1 分間)
- (2) 6 ラウンド 4 分 (JBC ルール上 3 分間)
- (3) 6 ラウンド終了後のインターバル 2 分 2 秒 (JBC ルール上 1 分間)

このことは競技スポーツとしてのプロボクシングと選手の安全を管理する J B C の社会的信用を著しく貶める行為であり、当財団は当該試合の管理責任者である小池幸弘スーパーバイザーを当面の間、謹慎処分とする。

以上